

# 予防接種制度の見直しについて (第一次提言)

参考資料

# 予防接種体系図

## 通常時に行う予防接種

### 一類疾病の定期接種

(麻疹、ポリオ等)

発生及びまん延を予防することを目的とする

【努力義務】あり  
【勸奨】あり

【実費徴収】  
可能

### 二類疾病の定期接種

(季節性インフルエンザ)

個人の発病又はその重症化を防止し、併せてそのまん延予防に資することを目的とする

【努力義務】なし  
【勸奨】なし

【実費徴収】  
可能

まん延防止に比重

ウイルスの突然変異  
新たな感染症の発生 等

個人の重症化防止に比重

## 臨時に行う予防接種

### 現行の臨時接種

(痘そう、H5N1インフルエンザを想定)

社会経済機能に  
与える影響  
緊急性、病原性

【努力義務】あり  
【勸奨】あり

【実費徴収】  
不可

### 新臨時接種 (仮称)

【努力義務】なし  
【勸奨】あり

【実費徴収】  
可能

# 予防接種に関する公的関与の度合い

公的関与の度合い

強



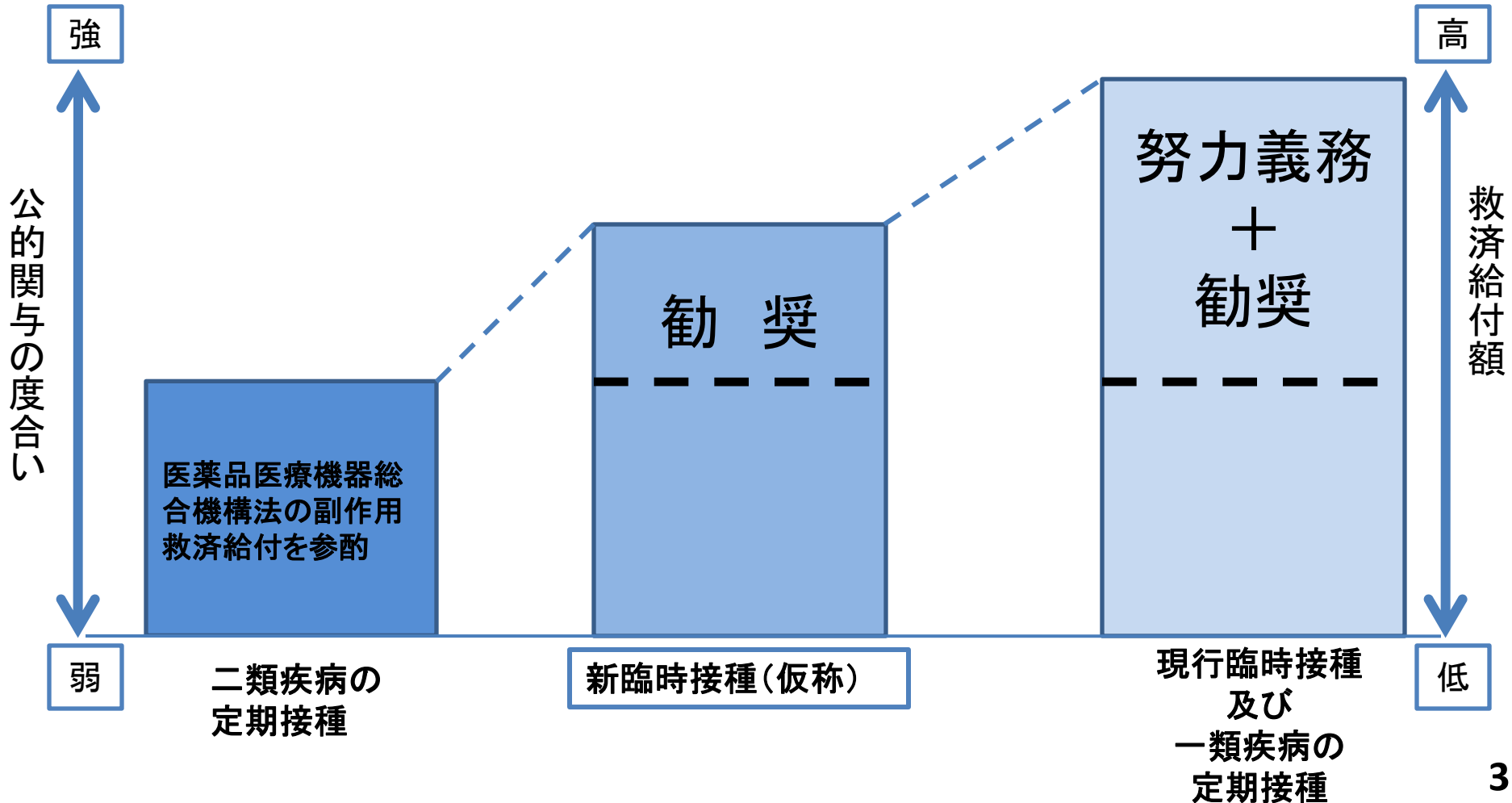
	努力義務	勸奨	接種費用の自己負担
臨時接種	○	○ (接種を受けるよう勧める)	なし
一類疾病の定期接種	○	○ (接種を受けるよう勧める)	あり 経済的困窮者を除き 実費徴収可能
新臨時接種 (仮称)	×	○ (接種を受けるよう勧める)	あり 経済的困窮者を除き 実費徴収可能
二類疾病の定期接種	×	— (接種を受ける法律上の義務はないことを周知する)	あり 経済的困窮者を除き 実費徴収可能

弱

(注) 勸奨や周知の具体的な方法としては、公報や個別通知、各種メディアを通じた広報など適切に選択し実施

# 新たな臨時接種(案)に係る救済給付の水準について

新たな臨時接種(案)の健康被害救済の給付水準については、「現行臨時接種及び一類疾病の定期接種」と「二類疾病の定期接種」の間の水準とする



# 給付額の比較

	臨時接種及び 一類疾病の定期接種	二類疾病の定期接種	(参考) 医薬品副作用被害救済制度 生物由来製品感染等被害救済制度
医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分	一類疾病の額に準ずる	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分
医療手当	通院3日未満(月額) 33,800円 通院3日以上(月額) 35,800円 入院8日未満(月額) 33,800円 入院8日以上(月額) 35,800円 同一月入通院(月額) 35,800円	一類疾病の額に準ずる	通院3日未満(月額) 33,800円 通院3日以上(月額) 35,800円 入院8日未満(月額) 33,800円 入院8日以上(月額) 35,800円 同一月入通院(月額) 35,800円
障害児養育年金	1級(年額) 1,531,200円 2級(年額) 1,225,200円		1級(年額) 850,800円 2級(年額) 680,400円
障害年金	1級(年額) 4,897,200円 2級(年額) 3,915,600円 3級(年額) 2,937,600円	1級(年額) 2,720,400円 2級(年額) 2,175,600円	1級(年額) 2,720,400円 2級(年額) 2,175,600円
死亡した場合の補償	死亡一時金 42,800,000円	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,135,200円 ・生計維持者である場合 遺族年金(年額)2,378,400円 (10年を限度)	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,135,200円 ・生計維持者である場合 遺族年金(年額)2,378,400円 (10年を限度)
葬祭料	199,000円	一類疾病の額に準ずる	199,000円
介護加算	1級(年額) 839,500円 2級(年額) 559,700円		

(注1) 具体的な給付額については、政令で規定。

(注2) 二類疾病の定期接種に係る救済額については、医薬品副作用被害救済制度の給付額を参酌して定めることとされている  
(なお、特別措置法についても同様)。

# (参考) 現行予防接種法の概要

# 予防接種法の概要

## 概要

○ 予防接種の類型は以下のとおり

### ■ 定期接種

- 一類疾病又は二類疾病のうち、政令で定められた対象疾病と接種対象者に対して、期日又は期間を定めて市町村が行うもの
- 費用については市町村が支出（経済的困窮者を除き、被接種者からの実費徴収が可能。）
- 一類疾病の定期接種については、予防接種を受ける努力義務あり

### ■ 臨時接種

- 一類疾病及び二類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認められる場合に、期日又は期間を定めて都道府県又は市町村が行うもの
- 費用については都道府県又は市町村が支出（被接種者からの実費徴収はできない。）
- 予防接種を受ける努力義務あり

○ 予防接種により健康被害が生じた場合には、医療費・医療手当、死亡した場合の補償（死亡一時金等）、障害年金等が支払われる

# 予防接種法の対象疾病

2010年現在

一類疾病

【法律事項】

ジフテリア

第1期：生後3月から生後90月未満  
第2期：11歳以上13歳未満

百日せき

生後3月から生後90月未満

急性灰白髄炎  
(ポリオ)

生後3月から生後90月未満

麻しん

生後12月から生後24月未満  
5歳以上7歳未満のうち、就学前1年

風しん

生後12月から生後24月未満  
5歳以上7歳未満のうち、就学前1年

日本脳炎

第1期：生後6月から生後90月未満  
第2期：9歳以上13歳未満

破傷風

第1期：生後3月から生後90月未満  
第2期：11歳以上13歳未満

B C G

生後6月に達するまでの期間

平成20年4月より、5年間に限り中学1年生、高校3年生も定期接種対象者に

【政令事項】

痘そう

生物テロ等により、まん延の危険性が増大した場合、臨時の予防接種として実施（現在は実施していない）

二類疾病

【法律事項】

インフルエンザ

① 65歳以上の高齢者  
② 60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能等不全者